

平成 25 年 4 月 30 日

米国財務会計基準審議会 御中

(CC: 国際会計基準審議会 御中)

一般社団法人全国銀行協会

米国財務会計基準審議会 (FASB) 公開草案
「金融商品－信用損失」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が公表した公開草案「金融商品－信用損失」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々の意見が、貴審議会によるさらなる基準開発の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、貴審議会が継続的かつ集中的に信用損失モデルを検討していることに謝意を表す。

一方で、公開草案で提案されている信用損失モデル（以下「FASB モデル」）は、引当の過大計上になるおそれ大きいこと、信用損失の見積りに関して確立された方法がないこと、さらに財務数値の客観性・信頼性を担保することが困難であることから、受け入れることが困難と考えている。

特に、住宅ローンのように非常に残存期間の長い資産については、見積り期間が長期にわたることから、測定方法による予想信用損失の変動幅も大きくなると考えられる。また、そのような資産に対して、金利収益の認識期間とは著しく異なる期間の予想信用損失を一括して計上する取り扱い、金利収支の獲得を追求する貸出業務を根幹としている金融機関のビジネスモデルとは整合していない。

なお、我々は上述のとおり、FASB モデルを受け入れることは困難と考えているが、一部の質問に対するコメントは、FASB モデルが導入されたと仮定した場合にさらに生じうる問題について、記載したものである。

また、我々は銀行界を代表する団体であり、作成者への質問に対して回答をしているが、利用者への質問である質問 4 に関しては、FASB モデルの根幹をなす事柄であることから敢えて回答をしている。

2. コンバージェンスについて

我々は、貴審議会が国際会計基準審議会（IASB）と共通の信用損失モデルを開発することを要望する。世界中の金融機関の財務諸表において多数の異なる開示が存在することは、財務諸表利用者の経済的意思決定に有用となる情報の提供という財務諸表の目的に、混乱をきたしかねず、利用者の利益に貢献しない。

また、コスト・ベネフィットの観点からも、作成者の実務負担が極めて重いと考えられるため、運用可能な共通の信用損失モデルの再検討を改めて要望する。

3. 公開草案の各「質問」に対するコメント

質問 1： 本更新書案に含まれる金融資産の範囲に同意するか。同意しない場合、他のどの金融資産を含めるべき又は除外すべきだと考えるか。その理由は何か。

(回答骨子)

同意しない。

(理由)

金融機関による金融保証は、本更新書案に含まれる金融資産と同様、予想信用損失に見合った手数料収益を上げるビジネスであるため、適用範囲に含めるべきであると考え

質問 4： 当審議会は、企業が特定の信用損失を認識しないことを認める信用損失モデルを2度検討した。2011年1月の補足文書において、当審議会は、予見可能な将来を超えて発生すると予想される一部の信用損失を企業が認識しないことを認めるモデルを検討した。3バケット減損モデルに関する最近の議論において、当審議会は、12か月の時間枠を超えて発生すると予想される一部の信用損失を企業が認識しないことを認めるモデルを検討した。その代わりに、本修正案は、各報告日において企業が予想損失の全部について引当金を認識するよう要求することになる。予想損失の全部を認識することにより、予想損失の一部のみを認識するよりも意思決定有用性の高い情報が提供されると考えるか。そう考えない場合、どちらの予想損失を認識すべきかをどのように判断するか（例えば、12か月又はそれに類似した予見可能な将来の期間、当初認識の閾値など）。

(回答骨子)

予想信用損失の全部を認識することにより、意思決定有用性の高い情報が提供されるとは考えない。

(理由)

信用リスクが低く当初契約条件どおりに返済が行われている債権は、減損事象が認識されている債権とは異なり、残存期間にわたって金利収益を期待できる債権であることから、予想信用損失の全額を計上するよりも、残存期間にわたって按分した金額（例えば12か月）を認識するほうが、金融機関におけるビジネスモデル、つまり予想信用損失に見合う金利を設定して実行し、金利収支の獲得を追求する貸出業務を根幹としているビジネスモデル、と整合的であり、合理的と考える。

言い換えれば、ローン実行時点での全期間分の予想信用損失はプライシングに考慮されているため、信用度が悪化していないにもかかわらず、金利収益の認識期間とは著しく異なる全期間分の予想信用損失を財務諸表上に一括計上することは、明らかに過大である。

また、金融資産の残存期間全体にわたる予想信用損失は、見積りに用いる前提条件次第で、結果が大きく異なり得る。したがって、住宅ローンのように非常に残存期間の長い資産については、期限前返済なども踏まえた予想信用損失の見積りに関する正確性・妥当性の確保は困難と考えられ、財務諸表利用者の経済的意思決定に有用な情報とならない。

質問 9： 本修正案は、信用損失の見積りについて、金融資産の残存している契約上のキャッシュ・フローに関する予想回収可能性に影響を与える過去の事象（類似の資産についての過去の損失の実績を含む）、現在の状況、及び合理的で裏付け可能な将来の予測を基礎とするよう要求することになる。こうした情報を予想信用損失の見積りの基礎とするにあたり、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念又は制約を予想しているか。

(回答)

本修正案の適用に際しては、考慮されるべき要因が多岐にわたり、経営者の判断、客観性の担保、長期の予測は不確実性が高い点等、運用面において困難があると想定される。特に利用可能なデータが十分でない場合の予想信用損失の見積りについて、さらなる検討を要望する。

質問 10： 当審議会は、多くの企業が、当初は、特定の種類の資産に係る過去の損失データを見積りの基礎とし、その後過去データを更新して現在の状況及び合理的で裏付け可能な将来の予測を反映するものと予想している。企業は現在、過去の損失データ及び過去情報を更新して現在の状況及び合理的で裏付け可能な将来の予測を反映するためのデータへのアクセスを有しているか。有しているとすれば、このデータを本修正案の

適用する際にどのように利用することになるか。有していないとすれば、過去の損失データ又は現在の状況及び合理的で裏付け可能な将来の予測を反映するための特定のデータへのアクセスを得るまで、企業が本修正案の目的を達成することのできる現在利用可能な他の形態のデータはあるか。

(回答)

予想信用損失の見積りに適用する手法や要求される水準にもよるため、一概にデータの利用可能性について答えることは難しい。特に長期間のデータ収集は、基準が確定した場合の課題として認識している。

質問 11： 本修正案は、予想信用損失の見積りが、信用損失が生じる可能性と信用損失が生じない可能性の両方を常に反映するよう要求することになる。この提案は、企業が予想信用損失の見積りを、個々の金融資産について最も可能性が高い結果（すなわち、統計学的な最頻値）のみに基づいて行うことを禁止することになる。サブトピック 825-15 の適用ガイダンス及び設例のセクションで記述しているとおり、当審議会は、多くの一般的に使用されている方法は、すでに暗黙のうちにこの要求を満たしていると考えている。予想損失の見積りに、信用損失が生じる可能性と信用損失が生じない可能性の両方を常に反映させるにあたり、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念又は制約を予想しているか。

(回答骨子)

基本的に問題ないと考えられる。

ただし、負債性証券に対して、FASB モデルを適用するかについては慎重な検討を要望する。

(理由)

本公開草案の記載のとおり、現在本邦で一般的と認められている貸倒実績率法（損失率方式）や倒産確率法（デフォルト確率方式）等の測定方法が、予想信用損失の見積りにおける要件を充足していると考えられるため、基本的には問題ないと考えられる。

ただし、負債性証券に対する FASB モデルの適用は、例えば高格付の国債に対して信用損失を反映させる具体的な方法を検討する必要があるとあり、現行実務に比べて運用が複雑になることも考えられるため、コスト・ベネフィットの観点から、慎重な検討を要望する。

質問 12： 本修正案は、予想損失の見積りが貨幣の時間価値を明示的又は黙示的に反映するよう要求することになる。各方法は貨幣の時間価値を次のようにして反映する。信

用損失により貸倒償却した償却原価の金額と当該資産の償却原価基礎の比率に基づく損失の統計を作成すること、及びその損失の統計を報告日現在の償却原価残高に適用して、計上されている償却原価基礎のうち信用損失により回収が見込まれない部分を見積ることによってである。こうした方法には、損失率方式、ロール・レート方式、貸倒確率方式、及び損失要因を使用した引当金マトリックス方式などがある。予想信用損失の見積りに貨幣の時間価値を明示的又は黙示的に反映させる提案について、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念又は制約を予想しているか。貨幣の時間価値を考慮すべきでないとした場合、このようなアプローチを償却原価の枠組みの目的とどのように調整するのか。

(回答骨子)

集散的に予想信用損失を見積もる場合において、運用上の懸念がある。

(理由)

現在本邦で一般的と認められている貸倒実績率法（損失率方式）や倒産確率法（デフォルト確率方式）等の測定方法が、黙示的に貨幣の時間的価値を反映しているとの解釈が可能であれば、特段の問題点は認められない。むしろ、予想信用損失を集散的に見積もる場合において、実効金利で割り引く手法を採用するのは困難であると考ええる。

質問 13： 購入した信用減損資産について、本修正案は、購入価格に組み込まれたディスカウントのうち取得日時点の予想信用損失に起因するものを金利収益として認識しないよう要求することになる。この提案を除くと、購入した信用減損資産は、購入したものの以外の信用減損資産と同じアプローチに従うことになる。すなわち、予想信用損失に係る引当金は、常に、企業が回収を見込んでいない契約上のキャッシュ・フローについての経営者の現在の見積りを基礎とすることになる。信用損失に係る引当金の変動（有利でも不利でも）は、購入した信用減損資産と購入したものの以外の信用減損資産の両方について、利回りではなく貸倒費用として直ちに認識することになる。購入価格に組み込まれたディスカウントのうち取得日時点の信用に起因するものを算定するにあたり、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念又は制約を予想しているか。

(回答)

購入した信用減損資産について予想信用損失の測定をそれ以外の資産と同様に行えるのは実務面では合理的であると考ええる。

質問 14： 実務上の便法として、本修正案は、公正価値で測定して公正価値の変動をそ

の他の包括利益に認識する金融資産の信用損失を企業が認識しないことを、次の場合に認めることになる。(a) 個々の金融資産の公正価値が当該金融資産の償却原価ベースよりも大きく（又は等しく）、かつ、(b) 個々の金融資産に係る予想信用損失が重大でない場合である。企業が実務上の便法を適用するための要件を満たしているかどうかを決定するにあたり、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念又は制約を予想しているか。

(回答骨子)

提案された2つの要件の見直しが必要である。

(理由)

個々の金融資産の公正価値には、信用度以外のファクター（金利等）の変動が含まれているが、そのようなファクターと信用損失の認識・非認識は関連性はない。したがって、(a)は削除すべきであると考ええる。

次に、貸倒実績率法や倒産確率法等の測定方法を用いて集合的に予想信用損失を算出している場合、個々の金融資産に係る予想信用損失の算出を要求する(b)が充足されているかどうかを確認することは、実務上負担が大きい。したがって、集合的に予想信用損失を算出している場合にも対応するべく、(b)の見直しが必要であると考ええる。

質問 15： 本更新書案は、企業が元本のほとんど全部又は利息のほとんど全部を受け取る可能性が高くない場合には、金融資産を金利の発生計上をしない状態に置くことを要求することになる。こうした状況では、825-15-25-10 項で記述しているように、企業は原価回収方式又は原価基礎方式のいずれかを適用することを要求されることになる。この修正案について、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念又は制約を予想しているか。

(回答骨子)

金融資産の質によって、未収利息不計上のステータスを設けることには同意するが、原価回収法と現金基準法の適用については任意とするべきである。

過去に減損を行った負債性証券に関する経過措置を要望する。

(理由)

本邦においては既に、利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権および破産更正債権等については未収利息を不計上とする実務が一般的となっている。ただし、顧客との契約が有効である以上、金融機関の判断によって利息に充当するか元本に充当するかを決定することは、合理的でなく、実務上支障を来たす場合が考えられ、意思決定に有用な情報を提供することにもならないと考える。

また、負債性証券については、過去に減損を行った銘柄の減損前簿価を取得時まで遡り、受領した追加的支払を予想信用損失に係る引当金の調整として記録することは実務上困難であるため、基準適用より前に減損を行った銘柄については予想信用損失に係る引当金の調整として記録せず、従前通り損益認識することを認める等の一定の経過措置を要望する。

質問 16： 現行の US GAAP では、既存の負債性金融商品の条件変更についての債権者の会計処理は、当該条件変更が、問題の生じた債務の再編に該当するかどうかにより決まる。結論の根拠の BC45 項から BC47 項に記述しているように、当審議会は、問題の生じた債務の再編において債権者が与えた経済的な譲歩は、債権者が負債性金融商品の当初の契約上のキャッシュ・フローの回収を最大限にする努力を反映するものだと引き続き考えている。そのため、問題の生じた債務の再編に該当しない特定の他の条件変更とは異なり、当審議会は、問題の生じた債務の再編に従う条件変更後の負債性金融商品は、当初の負債性金融商品の継続と見ている。問題の生じた債務の再編と、問題の生じた債務の再編に該当しないものとの区別は、引き続き妥当であると考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

(回答骨子)

妥当であると考ええる。

(理由)

貴審議会同様に、問題債務の再編で債権者が与える経済的譲歩は、負債性金融商品の当初の契約上のキャッシュ・フローの回収を最大化しようとする債権者の努力を反映するものであり、問題債務の再編を受けて条件変更した負債性金融商品は当初の負債性金融商品の継続と考えられる。

質問 18： 本更新書案における開示の提案に従うにあたり、何らかの重大な運用上又は監査上の懸念を予想しているか。

(回答骨子)

本更新書案における開示要求の一部には懸念がある。

(理由)

以下の開示の提案に懸念がある。

<開示全般>

ポートフォリオ・セグメント、または金融資産のクラスごとの開示が求められているが、ポートフォリオ・セグメントのレベルの情報は、企業の戦略そのものを示すケースも想定されるため、この開示レベルは任意とすべきである。

<Roll Forward（増減明細）>

特定の負債性金融商品では短期的にロールオーバーする取引が多数を占めることもあり、「Originations（新規貸出・組成）」「Repayments（元本回収・支払）」の情報を取得しておらず、別途システム開発が必要と考える。また、この2つの数値が非常に大きくなると思われるが、意思決定有用性のある情報を提供するとは考えられない。

質問 19： 本更新書案に記載されている適用ガイダンス及び設例は、十分だと考えるか。そう考えない場合、どのような追加の適用ガイダンス及び設例が必要か。

(回答)

下記について追加が必要と考える。

- ・購入した信用減損資産以外の金融資産に関する償却原価計算の設例（固定・変動金利、個別・プール資産）
- ・（負債性証券が本修正案の対象に含められた場合）公正価値ヘッジを適用し、帳簿価額が修正されている金融資産に関するガイダンス

質問 20： 本更新書案の経過措置に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

(回答)

実務上の観点から、同意する。

質問 23： 本更新書案の経過措置は運用可能だと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。

(回答)

経過措置として「最初の報告期間の期首現在の財政状況計算書への累積的影響により

適用しなければならない」としていることは、実務への配慮であるとともに、企業間の比較可能性を確保する措置として歓迎する。

質問 24： 本ガイダンス案の導入にはどの程度の期間が必要となるか。本ガイダンス案の導入には、どのような種類のシステム及びプロセスの変更が必要となるか。

(回答)

本ガイダンスの要求水準を満たすための将来予測の手法開発やシステム開発が必要であり、基準が確定してから、少なくとも3年は要すると考える。

以 上